

## 2019 年版 出る順社労士 本試験型過去問題集①労働編の補正

(2019/4/26 現在)

「2019 年版 出る順社労士 本試験型過去問題集①労働編」におきまして法改正により変更となった記載及び不適切な記載がありましたので、次のとおり補正させていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご訂正のうえ同書をご利用いただけますよう宜しくお願い致します。

- 
- ・ 2019/1/15 更新分… p.1
  - ・ 2019/4/26 更新分… p.2～3
- 

### 【2019/1/15 更新分】

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P266 C 肢 解説	下記に差し替え (※下線部が改正による変更点)	

C 正 本肢のとおりである（則 52 条の 9）。なお、本肢の医師等とは、次に掲げる者をいう。

- ①医師
- ②保健師
- ③検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理士

## 【2019/4/26 更新分】

	ページ・行	訂正前	訂正後
訂正	P390 D肢 解説 5 行目	なお、本肢問題文中にある「 <u>障害等級</u> 」は「 <u>傷病等級</u> 」の誤りである。	※解説から左記の記述を削除
改正	P688 A肢 解説	以下に差し替え	

- A 誤** 有期事業の一括には、本肢のような地域的制限の要件はなく、それぞれの有期事業の行われる地域に関係なく行われる。機械装置の組立て又は据付けの事業においても同様である（則6条1項・2項）。

	ページ・行	訂正後
改正	P702 C肢 解説	以下に差し替え

- C 誤** 有期事業の一括は、要件に該当すれば法律上当然に行われるものであり、「事業主の届出によって行われるものではない」。なお、一括有期事業開始届の届出制度は平成31年3月31日をもって廃止された（法7条）。

	ページ・行	訂正後
改正	P784 D肢 解説	以下に差し替え

※D 誤 出題当時は、誤りの肢として出題されたが、改正により一括有期事業開始届の届出制度が廃止されたため、本肢は問題として成立しなくなった。

(2019. 4. 26 時点)